

資料 1 - 1

東久留米市地域自立支援協議会の書面開催について

東久留米市地域自立支援協議会について、対面で実施する予定でしたが、都内の感染拡大及び緊急事態宣言のため、書面開催といたします。

書面開催の方法

- ① 事務局が「会議資料」と「質問・意見票」をメール又は郵送で各委員へ送付します。
- ② 委員は、「会議資料」を確認し、質問や意見を「質問・意見票」に記入し、を事務局に返送します。(メール、郵送、FAX)
※「質問・意見票」の返送を以って、会議に「出席」したこととする運用にします。委員の半数以上の「出席」をもって会議成立とします。謝金を支払いする上で必要な運用となります。
- ③ 事務局は各委員の質問・意見をとりまとめ、情報共有として全ての委員へ送付します。追加の「質問・意見票」も送付します。
- ④ 委員は追加で質問・意見がある場合は、質問・意見票を返送します。(追加分の質問・意見については次回会議の事務局課題にします。)
- ⑤ 事務局は、1 回分の会議として議事録を作成し、各委員の確認を受けます。
- ⑥ 「出席」した委員の方へ委員謝金をお支払いいたします。

※注 質問・意見票の提出期限は、9月24日(金)です。

提出がない場合は「欠席」となってしまいますので、必ずご提出をお願い申し上げます。

意見・質問票 提出先：東久留米市福祉保健部障害福祉課
郵送等 〒203-8555 東京都東久留米市本町 3-3-1
FAX 042-475-8181
メール shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp